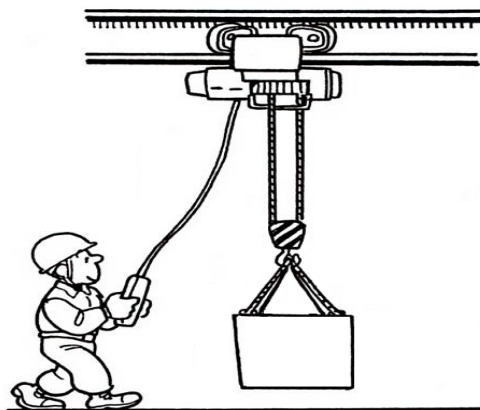


クレーン特別教育講習会のご案内

労働安全衛生法第59条により、「事業者は、危険又は有害な業務で厚生労働省が定めるものについては特別教育を行わなければならない」とされています。つり上げ荷重が5トン未満のクレーンは厚生労働省が定める危険な業務として、労働安全衛生規則第36条第15項に規定されておりその運転にあたっては、特別教育を修了したもので事業者から指名されたものが行わなければなりません。

当協会では、下記の日程で「クレーン特別教育」を予定しています

。受講ご希望の方は要領を確認のうえお申し込みください。



【講習日程】

講習日程		時間数	科目	講習会場
1日目	9:00 ~ 17:00	3H	クレーンに関する知識	【学科会場】 建労センター (浦添市牧港)
		3H	原動機及び電気に関する知識	
		1H	関係法令	
2日目	9:00 ~ 11:00	2H	クレーン等の運転のために必要な力学に関する知識	【実技会場】 講習中に案内致します
	13:00 ~ 17:00	1H	クレーンの運転のための合図	
		3H	クレーンの運転	

※期日については、日程表でご確認ください。

【受講料】 会員 → 11,000円(税込) 非会員 → 12,000円(税込)

【テキスト代】 一冊 → 1,645円(税込)

【申込み方法】 所定の申請用紙に氏名、住所等必要事項を記入のうえ、受講料、テキスト代及び写真1葉を添え、当協会へお申し込み下さい。
(写真の大きさ たて4.0cm×よこ3.0cm)

【振込先】 沖縄銀行 牧港支店 普通預金 1225837
シャ) ニホンクレーンキョウカイ オキナワケンシブ
 一般社団法人 日本クレーン協会 沖縄県支部

【講習当日持参する物】 講習当日に筆記用具、電卓、2日目の実技の際にヘルメットが必要になります。

【お問い合わせ先】 (一社)日本クレーン協会沖縄県支部 TEL 098 (878) 2433
 FAX 098 (875) 9754

(注) 遅刻、途中欠席の場合は修了証は交付できません。

【受講の一部免除】

下記の資格を持っている場合受講の一部免除が受けられますので該当する方は当支部までお問い合わせください。

○移動式クレーン運転士免許 ○小型移動式クレーン運転技能講習修了証 ○玉掛け技能講習修了証